

令和元年 第24回 福岡市選挙管理委員会

12月3日（火） 午後5時00分

議 題

1 議案

議案第31号 直接請求に必要な選挙人の数について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示
する証票の交付状況について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和元年12月20日（金） 午前10時30分
- ・令和2年1月7日（火） 午前10時30分
- ・令和2年1月23日（木） 午前10時30分

議案第31号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求，市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を，令和元年12月2日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め，告示するもの。

令和元年12月3日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津田 隆 士

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
25,399 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
211,654 人
- 3 地方自治法第76条，第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
258,740 人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

東 区	83,395 人
博多区	64,986 人
中央区	53,749 人
南 区	71,474 人
城南区	34,656 人
早良区	59,038 人
西 区	56,011 人

（理由）

地方自治法第74条第5項，第75条第5項，第76条第4項，第80条第4項，第81条第2項及び第86条第4項，市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参 考)

1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条
議会の解散請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)
- (4) 地方自治法第80条
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条
長の解職請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)
- (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長，市選挙管理委員，監査委員の解職請求
(80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
教育長，教育委員の解職請求 (80万を超える数 $\times$ 1/8+40万 $\times$ 1/6+40万 $\times$ 1/3)

2 計算式

1 について

$$\text{全 市} \quad 1,269,920 \times 1/50 = 25,398.40 \rightarrow 25,399$$

2 について

$$\text{全 市} \quad 1,269,920 \times 1/6 = 211,653.33 \rightarrow 211,654$$

3 について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,269,920 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 258,739.99 \rightarrow 258,740 \end{aligned}$$

4 について

東 区	$250,184 \times 1/3 =$	83,394.66	$\rightarrow$	83,395
博多区	$194,957 \times 1/3 =$	64,985.66	$\rightarrow$	64,986
中央区	$161,245 \times 1/3 =$	53,748.33	$\rightarrow$	53,749
南 区	$214,420 \times 1/3 =$	71,473.33	$\rightarrow$	71,474
城南区	$103,968 \times 1/3 =$			34,656
早良区	$177,113 \times 1/3 =$	59,037.66	$\rightarrow$	59,038
西 区	$168,033 \times 1/3 =$			56,011

※ 端数は切り上げる。

令和元年12月 2 日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

区 分	9 月 2 日現在 選 挙 人 名 簿 登 録 者 数 (a)	10月18日 区委員会 議決分	11月20日 区委員会 議決分	12月 2 日区委員会議決分				抹消者 の合計 (b)	移替え による 増加数 (c)	移替え による 減少数 (d)	9 月 2 日 以降補正 登録者数 (e)	今回の 新規登 録者数 (f)	令和元年12月 2 日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)			前回登録 に対する 増減数 (g)-(a)
					市外転出 後 4 箇月 経過者	死亡者	在外登録 移転者						男	女	合計 (g)	
東 区	249, 497	974	876	875	723	152	0	2, 725	2, 691	2, 604	0	3, 325	119, 855	130, 329	250, 184	687
博多区	194, 439	1, 039	1, 071	984	881	103	0	3, 094	2, 838	2, 984	0	3, 758	93, 308	101, 649	194, 957	518
中央区	160, 718	745	608	684	596	88	0	2, 037	2, 616	2, 693	0	2, 641	69, 864	91, 381	161, 245	527
南 区	214, 126	791	737	733	595	136	2	2, 261	2, 584	2, 432	0	2, 403	98, 374	116, 046	214, 420	294
城南区	103, 806	320	295	262	192	70	0	877	1, 253	1, 268	0	1, 054	48, 338	55, 630	103, 968	162
早良区	176, 923	555	481	504	350	154	0	1, 540	2, 101	2, 116	0	1, 745	82, 082	95, 031	177, 113	190
西 区	167, 899	564	523	526	160	366	0	1, 613	1, 827	1, 813	0	1, 733	78, 609	89, 424	168, 033	134
市合計	1, 267, 408	4, 988	4, 591	4, 568	3, 497	1, 069	2	14, 147	15, 910	15, 910	0	16, 659	590, 430	679, 490	1, 269, 920	2, 512

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

12月 2 日区委員会議決分

区 分	前回 登 録 者 数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹 消 者 数	今回 登 録 者 数
東 区	136	0	0	2	134
博 多 区	101	0	0	0	101
中 央 区	142	0	0	0	142
南 区	135	1	2	0	138
城 南 区	71	1	0	2	70
早 良 区	122	0	0	0	122
西 区	72	1	0	0	73
福岡市計	779	3	2	4	780

報告事項 3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和4年（2022年）6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 候補者等用 | 1 人（全交付数 88人） |
| (2) 後援団体用 | 0 団体（全交付数 85団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 候補者等用 | 0 人（全交付数 1 人） |
| (2) 後援団体用 | 0 団体（全交付数 1 団体） |